

# デンソー飛翔会会則

# 第 1 章 総 則

( 名 称 )

第 1 条 この会は、デンソー飛翔会と称する。

( 事務局 )

第 2 条 この会の専任事務局（推進責任者）は、株式会社デンソー（以下「デンソー」という）社内におく。

( 目 的 )

第 3 条 この会は、デンソーとデンソー飛翔会の会員会社（以下「会員会社」という）との課題認識の共有化および親睦、ならびに会員会社間の相互研鑽の諸活動を通じて、デンソーと会員会社相互の繁栄、ならびに社会の発展に貢献することを目的とする。

( 活 動 )

第 4 条 この会は、第 3 条の目的達成のため次の活動を行う。

1. 分科会活動
2. 調査・広報活動
3. 親睦活動
4. その他目的達成に必要な活動

なお、上記の活動結果は役員会への報告事項とする。

# 第 2 章 会 員

( 会員の資格 )

第 5 条 会員資格は以下の通りとする。

1. 製品・部品・型・治工具・刃具・専用機関係を製造している仕入先。
2. 部品部会は CAPS 評価点で 60 点以上相当。
3. 「推奨仕入先」として正規認定済みである。
4. ISO9001 又は TS16949 を取得。ISO14001 又はエコステージを取得。
5. 過去 2 年間に於いて次の事項が該当しないこと。

①市場クレームや納期遅延等により、デンソーG に対し重大な損害を与えていないこと。

②業務上の死亡事故を発生させていないこと。

③環境保全・公害防止面で社会的責任問題を発生させていないこと。

④企業倫理面で社会的責任問題を発生させていないこと。

6. 経営者の姿勢・資質が優れており、デンソー飛翔会の中核企業として期待できること。
7. デンソー飛翔会の必須活動のすべて、任意参加活動の2つ以上へ参画できること。（具体的な対象活動名については役員会が年初に定める）
8. グループ会社は出資比率50%以下であること。
9. QCD等でデンソー期待値を満たすこと。

（ 加入手続き ）

第6条 入会は、入会の申請を会長に提出しデンソー飛翔会役員会にて会員資格の有無を審議、推薦の可否を決定した後総会にて入会の可否を決定する。

（ 会 費 ）

第7条 この会の会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

（ 資格の喪失 ）

第8条 この会から退会を希望する会員は、退会の日から1ヶ月前までに、退会届けを会長に提出する。

また、会員が以下に該当し、1年間の猶予期間の後も改善しなければ役員会の審議を経て当該会員の退会を総会にて決議することができる。

1. CAPS 評価が2年連続60点未満相当の場合
2. 2年連続して次の事項が1項目以上該当する場合。
  - ①市場クレームや納期遅延等により、デンソーグループに対し重大な損害を与えた場合。
  - ②業務上の死亡事故を発生させた場合。
  - ③環境保全・公害防止面で社会的責任問題を発生させた場合。
  - ④企業倫理面で社会的責任問題を発生させた場合。
3. 経営者の姿勢・資質に問題がある場合。
4. 2年連続してデンソー飛翔会の必須活動のすべて、任意参加活動の2つ以上へ参画していない場合（具体的な対象活動名については役員会が年初に定める）
5. QCD等でデンソー期待値から外れる場合
6. 正当な事由がなく会費を請求の日から起算して6ヶ月以上延滞したとき。
7. 会長及び副会長、もしくは役員会の過半数が会員として相応しくないと認めたとき。
8. その他会の目的に沿わないものと認められたとき。

なお、デンソーとの取引を停止したときは、役員会の確認を経て会員の資格を喪失する。

### 第 3 章 役員

( 役員及び定数 )

第 9 条 この会に次の役員をおく。

1. 会 長 : 1 名
2. 副 会 長 : 2 ~ 3 名
3. 役 員 : 若干名
4. 会 計 : 1 名 (副会長の内 1 名が担当する)

( 役員を選出 )

第 1 0 条 役員は総会において会員から選出する。

( 役員の仕事 )

第 1 1 条 会長は、この会を代表して本会運営に関する一切の業務を執行する。  
副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。  
会計は、会長の命をうけて出納を担当する。  
役員は、本会運営に参画する。

( 役員の仕事 )

第 1 2 条 役員の仕事は、期初に開催する定例総会から翌年期初に開催する定例総会までの 1 年間とし、重任を妨げない。  
補充により就任した役員の仕事は、前任者の残存期間とする。

( 仕事引き継ぎ )

第 1 3 条 役員は、任期満了の場合には、直ちに新役員に仕事の引き継ぎを行う。

### 第 4 章 機 関

( 機関の種類 )

第14条 この会に次の機関をおく

1. 総 会
2. 役員会

( 総会の招集 )

第15条 定例総会は、原則として毎年期初に1回、会長が招集する。  
臨時総会は、会長が必要と認めたとき、これを招集する。  
総会は、会員総数の3分の2以上の出席をもって成立する。

( 総会付議事項 )

第16条 次の事項は必ず総会にはからなければならない。

1. 役員を選出及び解任
2. 会則の制定及び改廃
3. 加入会員の決定及び会員の退会
4. 活動報告及び活動計画の承認
5. 決算及び予算案の承認
6. 本会に重大な影響を与えられらるる事項
7. その他会長が必要と認めた事項

議題は総会の前に役員会で審議し、事前に役員に周知徹底しなければならない。

( 総会議長 )

第17条 総会においては会長が議長になる。会長に事故あるときは副会長がこれに当たる。

( 議 決 )

第18条 総会の決議は、出席会員の過半数の賛同を得なければならない。賛否同数のときは議長が決定する。

( 役員会の招集 )

第19条 役員会は必要に応じ会長が招集する。

( 役員会の決議 )

第20条 役員会は、第5条(会員の資格)、第6条(加入手続き)、第8条(資格の喪失)、第29条(処務規定)に定められた内容の他に、総会付議事項以外の業務執行の意思決定を行う。

## 第5章 組 織

( 会の構成 )

- 第21条 この会の会員は、次の部品部会と設備・型部会に所属する。  
部品部会は、製品、部品に関する業種の会員をもって組織する。  
設備・型部会は、設備、型、治工具等に関する業種の会員をもって組織する。

## 第6章 競争法の遵守

( 競争法の遵守 )

- 第22条 会員各社は、この会の活動にあたり、日本国における「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」および「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」ならびに諸外国の競争法（以下、あわせて「競争法」と総称する）を十分に尊重し、これを遵守する。

また、会員会社は、この会の活動（総会、役員会、部会その他親睦活動など形式を問わずこの会の活動とされる全ての会合や行事をいう。）に関連して、以下の行為を含む一切の競争法違反行為およびその疑いを生じさせる行為を行ってはならない。

1. 不当な取引制限、カルテル等

製品またはサービスに関して、共同して価格を決定し、維持もしくは引き上げ、または顧客、販路、製品、数量、設備投資等の制限を行い、あるいは新規事業者の参入制限を行うこと。

2. 市場競争に関する事項についての情報交換

正当な理由なく製品・サービスの販売価格、見積価格、生産・販売数量、営業・販売方針、受注意欲等、市場競争に関連する事項について情報交換すること。

( 会合等の運営 )

- 第23条 この会の活動において会合や行事（以下、会合等という）の議事進行や運営を担当する会員（以下、議長等という。）は、会合の議題、配布資料等に競争法上問題となるおそれのある内容が含まれていないことを事前に確認するなどのほか、会合等における競争法の遵守に必要なかつ十分な措置を講じなければならない。

また、議長等は各会合の議事録等の記録を適切に作成し、必要な場合には前条の遵守状況を速やかに確認できるよう、これらの記録を適切に管理しなければならない。

( 研 修 )

- 第24条 この会は、会員に競争法等のコンプライアンスに関する知識を提供するため、必要

に応じて研修等を実施し、会員はこれらを確実に受講するものとする。

## 第7章 会 計

( 活動年度 )

第25条 この会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

( 会 費 )

第26条 会費は、毎年度の定例総会で承認された予算に基づく金額とし、毎年度はじめに一括納金するものとする。

( 予算及び決算 )

第27条 この会の予算及び収支決算は、役員会で審議し、総会において承認するものとする。

## 第8章 慶 弔

( 慶 弔 )

第28条 この会は、デンソー及び会員の慶弔災害に対し、祝金、弔慰金、見舞金等を贈ることができる。その規定に関しては、別に定める。

## 第9章 雑 則

( 処務規定 )

第29条 この会則に定めのない細部の運営に必要な事項については、役員会の決議により内規とすることができる。

( 会則制定期日 )

第30条 この会則は、2000年4月18日から施行する。

(一部改訂：2020年4月30日)

以 上